

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士がご相談に対応します。

ご相談受付フォームへはこちらのウェブサイトから：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

※ 本窓口において、最大限実効的な対応をさせていただくとともに、関係法令に基づく適切な対応がなされるよう、必要に応じて関係当局の窓口のご紹介も行います。

なお、「映画・アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針について教えてほしい」「製作委員会などから受けた具体的な行為が取適法違反かどうか調べてほしい」など、独占禁止法・中小受託取引適正化法（取適法）・フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス法）に係る問い合わせ・情報提供は、公正取引委員会で直接承ります。

公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 取引調査室
電話：(03)3581-3372（直通）

※ 以下の法律に係る情報提供については各担当部署で直接承ることも可能です。

・ 「制作会社から受けた具体的な行為（例：取引条件が明示されない、追加報酬の支払がない）が、フリーランス法違反かどうか調べてほしい」

→ フリーランス・事業者間取引適正化等法担当部署（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へご相談ください。

オンラインフォームへはこちらのウェブサイトから：

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

・ 「製作委員会などの発注者から受けた具体的な行為が、取適法違反かどうか調べてほしい」

→ 取適法担当部署（公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部取引適正化検査管理官）へご相談ください。

オンラインフォームへはこちらのウェブサイトから

https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/toriteki_higijijitsu.html

自らが今後行う行為について相談したい製作委員会、動画配信事業者、制作会社の方へ

内容	具体例	担当行政官庁	窓口	連絡先
指針に関する質問、その他全体に関する質問	・ 指針で示されている考え方を教えてほしい	公正取引委員会	事務総局 経済取引局取引部 取引調査室	電話：(03)3581-3372
優越的地位の濫用の考え方についての相談	・ 独占禁止法における優越的地位の濫用について、考え方を教えてほしい	公正取引委員会 (注1)	事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	電話：(03)3581-3375
取適法の考え方についての相談	・ 取適法の考え方を教えてほしい		事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	電話：(03)3581-3375
フリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方についての相談	・ フリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方を教えてほしい		事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室	電話：(03)3581-5479
	・ フリーランス・事業者間取引適正化等法における就業環境の整備(注2)について教えてほしい	厚生労働省	都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)	電話：(注3)

(注1) 窓口は所在地により異なります。<https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/index.html>からご確認ください。

(注2) フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条(募集情報の的確表示)、第13条(育児介護等と業務の両立に対する配慮)、第14条(ハラスメント対策に係る体制整備)、第16条(中途解除等の事前予告・理由開示)及び第17条第3項(申出等)が厚生労働省の担当分となります。

(注3) 窓口は所在地により異なります。<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>からご確認ください。